

●香川県監査委員公表第31号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成21年10月20日

香川県監査委員 宮本欣貞  
 同 都村尚志  
 同 鍋嶋明人  
 同 仲山省三

- 1 監査対象部局 農政水産部
- 2 監査対象年度 平成20年度
- 3 措置の状況

	監査の結果（対象機関）	措置の状況
指導注意事項	<p>ア 収入事務について</p> <p>(ア) 行政財産使用許可に係る使用料について、徴収した金額に誤りがあるので、不足分を徴収する必要がある。（農業試験場）</p> <p>(イ) 行政財産使用許可に係る管理諸経費について、徴収した金額に誤りがあったので、正当額との差額を返還する必要がある。（東讃農業改良普及センター）</p> <p>(ウ) 行政財産使用許可に係る使用料について、長期間にわたる調定の遅延により、平成19年度の監査において指導注意事項となっていたにもかかわらず、平成20年度においても長期間にわたり遅延していた。（農業大学校）</p> <p>(エ) 生産品収入の調定について、遅延したうえ起案年月日を生産品の売却日にしているものがあった。（水産試験場）</p> <p>イ 支出事務について</p> <p>(ア) 需用費の執行について、発注を分割することなく執行する必要があるものがあった。（農業大学校）</p> <p>(イ) 平成19年度における物品の購</p>	<p>ア 収入事務について</p> <p>(ア) 直ちに不足分について調定の上、徴収した。</p> <p>(イ) 直ちに減額調定し、差額を返還した。</p> <p>(ウ) 平成21年度は、年度当初に調定を行った。                      今後は、同様の案件の再発防止を徹底する。</p> <p>(エ) 今後は、納期限延長の特約事項のついた契約に係る種苗売買については、状況確認を迅速に行い、速やかな収入調定に努める。</p> <p>イ 支出事務について</p> <p>(ア) 今後は、同時期に発注する同一物品については一括発注し、適切に執行する。</p> <p>(イ) 平成20年度においては、予算</p>

入等について、翌年度に納品されていたが、現年度に納品されたこととして支出されていたものがあった。(東讃土地改良事務所・中讃土地改良事務所・西讃土地改良事務所)

ウ 旅費の支給について

(ア) 県内旅費について、旅費システムに公用車利用の同乗者を誤って同行者と入力したため、同乗者にも有料道路通行料が支給されているものがあったので、返納させる必要がある。(農業生産流通課)

(イ) 県内旅費について、旅費システムにおける申請漏れがあり、支給されていないものがあったので、追給する必要がある。(東讃土地改良事務所)

エ 超過勤務手当等の支給について

(ア) 超過勤務手当について、勤務時間が確認されているにもかかわらず、支給されていないものがあったので、追給する必要がある。(水産課・農業試験場)

(イ) 通勤手当について、病気休暇から引き続き休職しているにもかかわらず、休職期間について誤って支給されているものがあったため、返納させる必要がある。(土地改良課)

(ウ) 用地交渉等業務手当について、申請漏れがあり支給されていない

令達については事業執行を細かく配慮した対応に変更するとともに、物品発注及び検収のチェック体制の見直しを行い、会計年度を越えた納品がないよう事務改善を行った。

今後は、物品発注及び検収のチェックを今まで以上に厳密に行うとともに職場研修等を実施し、職員一人一人に公金の大切さを再認識させるなど、適正な会計処理に万全を期す。

ウ 旅費の支給について

(ア) 直ちに収入調定を行い、返納させた。

(イ) 直ちに県内旅費の申請手続きを行い、追給した。

エ 超過勤務手当等の支給について

(ア) 確認の上、平成21年7月の給料支給時に、追給した。(水産課)

確認の上、平成21年4月の給料支給時に、追給した。(農業試験場)

(イ) 平成21年6月分給料において、返納させた。

(ウ) 確認の上、直ちに申請させ、平成21年8月の給料支給時に、

いものがあったので、追給する必要がある。(西讃土地改良事務所)

オ 補助事業について

漁業協同組合に対する補助金について、交付要綱に定める日までに事業実績報告書が提出されておらず、完了検査も遅延していた。(水産課)

カ 契約について

(ア) 清掃委託業務について、床及びガラス清掃の履行確認ができていなかった。(農業試験場)

(イ) 消防用設備保守点検業務について、履行確認が不十分であった。(農業試験場)

(ウ) 乗用型運搬車の購入について、予定価格調書を作成せずに見積合わせによる随意契約を行っているものがあった。(農業試験場)

(エ) 清掃業務委託について、指名競争入札による落札金額の内容内訳を記載した書類がなく、仕様書の記載内容にも不備があった。(東讃農業改良普及センター)

(オ) 教育用パソコンの再リースについて、契約方法・契約期間が誤っていた。(農業大学校)

キ 物品について

(ア) 香川用水記念公園に係る貸付物品について、物品貸付契約に基づく貸付物品管理状況報告が提出されていなかった。(土地改良課)

(イ) 備品について、備品一覧表に登録されていないものがあった。(西讃土地改良事務所)

(ウ) 重要物品の不用品決定につい

追給した。

オ 補助事業について

今後は、交付要綱に沿って適正に事務手続きをするよう指導を徹底するとともに、完了検査についても事業実績報告書受領後速やかに実施する。

カ 契約について

(ア) 今後は、「チェックリスト」及び「清掃業務履行確認書」を作成し、履行確認を徹底する。

(イ) 直ちに業務委託仕様書の誤りを訂正した。

今後は、履行確認を徹底する。

(ウ) 今後は、予定価格調書の作成を徹底する。

(エ) 今後、同様の入札案件については、適切な書類作成を行う。

(オ) 今後は、適正な契約事務に努める。

キ 物品について

(ア) 直ちに貸付物品管理状況報告書を提出させた。

今後、毎年度の提出を徹底させる。

(イ) 直ちに財務オンラインシステムにより、備品登録を行った。

(ウ) 直ちに総務事務集中課長への

	<p>て、総務事務集中課長への合議が行われていないものがあった。 (水産課)</p> <p>ク 自主検査について (ア) 会計自主検査結果の報告情報について、不適切な取扱いがあった。(農政課) (イ) 所の長による自主検査について、分場については年1回しか行われていないが、年2回以上行う必要がある。(農業試験場)</p> <p>ケ 外郭団体に対する検査について 外郭団体に対する所管課による検査について、県の出資に基づく調査を行い、所管課としての指導監督状況を明確にしておく必要がある。 (水産課)</p>	<p>合議を行った。 今後は、当合議について、漏れなく事前に行うよう徹底する。</p> <p>ク 自主検査について (ア) 職員の意識改革を徹底し、同様の案件の再発防止に努める。 (イ) 今後は、分場についても、自主検査を年2回実施する。</p> <p>ケ 外郭団体に対する検査について 平成21年度以降は、外郭団体の所管課として、年1回の立入検査を行い、団体の実態を的確に把握するよう努める。</p>
<p>検討指示事項</p>	<p>香川県オリーブ公園の管理について 香川県オリーブ公園の土地等公有財産について、財産の所管課と実際に管理をしている課が異なっているため、適切な対応を検討する必要がある。(農業経営課・農業生産流通課)</p>	<p>香川県オリーブ公園の管理について 今後、関係所属等で協議を実施し、適切な管理となるよう検討する。</p>